常盤 1・2 丁目自治会会則

令和 4年3月15日一部変更

(名称及び事務所)

第一条 この会は常盤 1・2 丁目自治会と称し、事務所を常盤 2 丁目 1 番 1 号 に置く。

(目的)

第二条 この会は住民の親睦を図ると共に、行政機関等と緊密な連携をとり、 もって住民の教養の向上及び福利増進を図ることを目的とする。

(組織)

第三条 この会は常盤 1・2 丁目の区域に居住する世帯主及び事業所等の 代表者又は管理者でこの趣旨に賛同する者(以下「会員」という) をもって組織する。

(事業)

第四条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1. 広報に関する事業
- 2. 公共諸団体との連絡協調に関する事業
- 3. 防犯・防災・交通に関する事業
- 4. 環境衛生向上に関する事業
- 5. 隣保互助の精神を体し、併せて会員の慰安・親睦を図る事業
- 6. 青少年の教育・健全な育成に関する事業
- 7. その他自治会員が必要とする事業

(役員)

第五条 この会に下記の役員を置く。

会 長 1名 副会長 3名以内

理 事 8名以上15名以内(うち会計担当者を含む)

出向理事 各1名 自治会協力団体(常盤1・2丁目商店会、常盤みどり 婦人会、常盤青年会常盤1丁目子供会、常盤2丁目子供会) から選出された者

監事 2名以内

評議員 各組から選出された者の数

(役員の任期)

第六条 役員の任期は2年、但し出向理事、評議員の任期は1年とし役員は再任を 妨げない。補欠により選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。 役員は辞任または任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を 行うものとする。

(役員の選出)

第七条 役員の選出は次の如く行う。

- 1. 会長は理事会において選出され、総会の承認により決定する。
- 2. 副会長・理事(会計担当理事を含む)は会長が指名して、理事会の承認を求め総会に報告する。
- 3. 出向理事は自治会協力団体より推薦され理事会の承認を求め総会に報告する。
- 4. 監事は正副会長会議により選出され理事会の承認を求め総会に報告する。
- 5. 評議員は各組より選出され会長が委嘱する。 上記役員は原則 75 歳までとする。但し評議員・出向理事は除く。
- 6. 監事とその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第八条 役員は相互に協力し、会の運営が円滑に行えるよう次に掲げるそれ ぞれの職務について誠意をもって実施するものとする。
 - 1. 会長は本会を代表し会務を総括し、役員会の議長となる。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3. 理事並びに出向理事は理事会を構成し、会務の審議及び各事業の遂行 にあたる。但し会計担当理事は会の会計事務に従事する)
 - 4. 監事はこの会の会計事務及び資産の状況を監査し、その結果を総会で報告しなければならない。
 - 5. 評議員は評議員会を構成し、組長として組内の親睦、会務の相互連絡、 会費の徴収等を行う。
 - 6. 役員は全て名誉職とするも実費弁償を受けることができる。

(役員の解任)

第九条 理事会は役員たるにふさわしくない行為があると認められるときは その役員を解任することができる。

(顧問・相談役)

第十条 会長は総会に諮って顧問、相談役を委嘱することができる。顧問、 相談役は重要な会務について会長の諮問に応える。

(総 会)

第十一条 総会は定時総会と臨時総会とする

1. 定時総会は年1回とし、毎年、決算終了後の3ヶ月以内に開催する ものとする。臨時総会は会長が必要と認めたとき又は会員の三分の 一以上の要請があったときこれを開くことができる。 総会の議事は出席会員の三分の二以上の賛同を得て決定する。

可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2. 総会は会長が招集し、その通知は会議の目的、日時、場所を示して 開催日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3. 総会は役員をもって構成され、役員の二分の一以上の出席者をもっ て成立する。総会の議事は出席役員の三分の二以上の賛同を得て決 定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4. 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - ① 規約の制定及び改定
 - ② 収支決算及び事業報告
 - ③ 収支予算及び事業計画
 - ④ その他重要と認められる事業

(役員会)

- 第十二条 役員会は正副会長会議、理事会、評議員会とする。
 - 1. 正副会長会議は正副会長をもって構成され、会長もしくは理事会が 必要と認めたとき、開催する。
 - 2. 理事会は役員(監事・評議員を除く)をもって構成され、正副会長もし くは理事が必要と認めたとき、開催するものとし、年6回以上は開催 するものとする。
 - 3. 評議員会は役員をもって構成され、年2回以上開催するものとし、 会務運営上必要と認めたときに会長がこれを招集する。
 - 4. 理事会は総会に付議すべき事項等について議決する。
 - 5. 上記会議は構成員の過半数が出席しなければ開会し、議決すること はできない。また、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の ときは議長の決するところによる。

(議事録)

第十三条 役員会の議事については事務局又は総務部が議事録を作成し、議長が 出席者の中から1名を指名し、議事の経過の概要等が記載されているか、 確認させる必要がある。

(部 会)

- 第十四条 本会は会務の運営、事業の達成のため次の各部を設け、会長は必要 であると認めるときは部長を指名することができる

 - 1. 広報部 2. 町づくり環境部 3. 防犯部
 - 4. 防災部 5. 行事部

但し、部の組織はその状況により理事会において改廃を決定することができる。

(専門委員会)

- 第十五条 会長はこの事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、 理事会の承認を得て、専門委員会を置くことができる。
 - 2. 専門委員会に関する必要な事項は理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(会計)

- 第十六条 この会の経費は会費、寄付金、助成金その他の収入をもって充てる。 会費は一世帯、一事業所毎に年間、3,600円(月300円)とする。
- 第十七条 この会計の会計年度は4月1日より翌年の3月31日に終わる。
- 第十八条 この会に入会しようとする者は月割りの会費を納入しなければならない。
- 第十九条 この会を退会する者は既納の会費等一切の権利を失い会員としての 財産の返還を要求することができない。
- 第二十条 この会は次の書類及び帳簿を備えるものとする。
 - 1. 会員及び役員名簿
- 2. 会計徴収台帳
- 3. 金銭出納帳及び証拠書類
- 4. 財産台帳

5. 会議及び諸記録

(細 則)

第二十一条 理事会はこの規約を実施するにあたって必要がある場合は細則を 定めることができる。理事会は細則を制定したときは、次の総会で 報告し承認を得なければならない。

(附 則)

- この会則は昭和31年6月17日より施行する
- この会則は平成5年4月25日一部変更する
- この会則は平成11年5月 7日一部変更する
- この会則は平成14年4月25日一部変更する
- この会則は平成21年4月25日一部変更する
- この会則は平成23年4月22日一部変更する
- この会則は令和 2年11月1日一部変更する
- この会則は令和 3年4月23日一部変更する
- この会則は令和 4年3月15日一部変更する

細 則

(弔慰金)

1. 会員もしくは同一生計世帯の弔事に際しては1件5,000円の弔慰金を支出する。

(見舞金)

1. 会員の主たる住居が全焼した場合は1件5,000円の見舞金を支出する。

(表 彰)

- 1. 役員が退任した時は記念品を贈る。
- 2. 会長の場合は理事会において決定する。

(防災基金)

- 1. 大地震等天災により生活が脅かされることを考慮して防災のための資金を毎年会費より積立てる。
- 2. この防災基金を万一の使用については理事会の承認を得るものとする。 ただし緊急の場合は正副会長会議の決定により使用できるが、後日理事会の 承認を得なければならない。

(自治会運営協力基金)

- 1. 人災、天災等により自治会の運営が滑脱に行えるための基金を設立し、毎年 寄付金および会費より積立てる。
- 2. この自治会運営協力基金は理事会の決議により使用できる。

(地域振興基金)

- 1. 地域活動に資する器材等を準備調達するための基金を設立し、毎年寄付金および会費より積立てる。
- 2. この地域振興基金は理事会の決議により使用できる。